

# 日高町家具転倒 防止器具設置事業 について

## 1. 内容

地震などにより家具が転倒しないように固定します。

## 2. 補助限度額

1世帯3家具まで固定無料

## 3. 対象世帯

- 下記に該当する者のみの世帯
- 満65歳以上
- 身体障害者手帳の交付を受けている
- 療育手帳の交付を受けている
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

## 4. 申請について

- 窓 口：総務政策課  
☎63・2051
- 締切：令和3年1月29日(金)
- 必要品
- ①印鑑
- ②本人確認書類
- ③各種手帳



お問い合わせ  
☎63・3805

### 下水道への接続はお済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願いします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合は、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事事業事業者（一覧表）」（下記QRコード）で紹介しています。



# 個人浄化槽を 設置されている方へ

浄化槽の維持管理は  
大丈夫ですか？

## ① 法定検査を受けましょう

法定検査には、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関へのお申し込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定されている法定検査です

## 【検査申込み機関】

公益社団法人  
和歌山県水質保全センター  
〒640-8032  
和歌山市南大工町26（環境会館）  
☎073・432・6433  
HP <http://wakayama-suiho.or.jp>

## ② 保守点検を受けましょう

浄化槽は定期的に点検しましょう。保守点検業者は、日高町を営業範囲として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上（年間3回以上）となります。

## ③ 清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。



## 《注意ください》

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となるため、浄化槽管理者には法定検査、保守点検、清掃の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。

# 温泉館「海の里」みちしおの湯 新春イベントのお知らせ

## 「開館20周年記念タオル」をプレゼント ～令和3年1月2日(土)から～

ご入館のお客様先着1,000名様に「開館20周年記念タオル」をプレゼントいたします(※お一人様1枚限り)。

また、下表の通り入館割引を実施しております。ぜひ、皆様お誘いあわせのうえお越しください。

	通常料金	割引後料金
大人(中学生以上)	600円	300円
小人(3歳～小学生以下)	300円	無料
町内在住60歳以上	300円	150円
町内在住70歳以上		
障害者手帳保持者(身体・知的・精神)	510円	210円
介添人		

産業建設課  
お知らせ



お問い合わせ  
産業振興班 ☎63・3806  
建設班 ☎63・3804

教育委員会  
お知らせ



お問い合わせ  
学校教育班 ☎63・2038  
生涯学習班 ☎63・3812

### 青少年健全育成 標語募集!

日高町青少年総合対策本部、青少年補導連絡協議会、教育委員会では、青少年健全育成の一環として標語を募集しています。

#### ■応募資格

町内の小・中学校児童生徒、町内に在住、あるいは在勤されている方

#### ■課題

明るい家庭づくりや地域づくり、あいさつ運動や子どもを守る運動に関したものを、助け合い・仲間作り・ボランティア活動などに関したものを、交通事故防止

や未成年の飲酒・喫煙防止などに関したものを

#### ■応募方法

小・中学校については、学校名・学年・氏名を記入の上、学校に提出してください。

また一般の方は、住所・氏名・電話番号を明記の上、教育委員会教育課生涯学習班(☎63・3812 FAX63・3353)にご提出ください。

※応募作品数に制限はありませんが、共同作品はご遠慮ください。

また、作品は未発表のものに限ります。

#### ■締め切り

令和3年1月29日(金)

#### ■入選発表・表彰

2月下旬

#### ■お問い合わせ先

日高町教育委員会(☎63・3812)